

固定資産税（償却資産に係るもの）の賦課更正について

1 概要

令和5年6月頃、いくつかの事業者に関して償却資産の未申告、取得資産や除却資産の申告漏れが
ることに担当職員が気づき調査を開始したところ、実態に即していない状況が明らかとなりました。

同様の事例が他にも存在する可能性があるため、全体の見直しを図ったところ多くの事業者に関し
て賦課更正を行う必要が生じたものです。

2 調査の内容

申告書提出に際し税理士等の関与していないものを中心に税務調査を実施しました。

個人事業主：令和4年分の所得税及び復興特別所得税確定申告書に記載のある減価償却資産と固定
資産台帳の突合を実施した後本人に内容確認

法人：償却資産台帳の提供を依頼し固定資産台帳との突合を実施した後担当者に内容確認

3 賦課更正の対象と内容

(1)調査の対象者 128件

(2)賦課更正の対象期間

地方税法第17条の5第4項の規定に基づき令和元年度から令和5年度までの5年間

(3)件数及び額（令和6年4月15日時点）

追加税額が発生する者 60件 67,727千円

還付金が発生する者 19件 3,677千円

4 原因

納税義務者側に起因するものとしては、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在におけ
る当該償却資産について、必要な事項を1月31日までに所在地の市町村長に申告しなければならない
とされているところ、未申告（変更がないとして申告しないものも含む）が一定数いたことが挙げられ
ます。

町側に起因するものでは、未申告者についての提出の督促・指導が、判明しただけでも20年前から
行われていないことや、申告についての周知等が十分ではなかったこと、償却資産について地方税法第
408条に規定されている実地調査が十分に行われていなかったこと、関係部署との情報連携が十分に取
れていなかったことが挙げられます。

5 今後の対応

納税義務者に対しては、償却資産の増減の有無に関わらず申告書の提出について指導を徹底すると
ともに、申告書内容の確認、実地調査を確実にを行い公正かつ適切な課税に努めてまいります。

また、事務フローの点検・見直し、償却資産に係る実地調査要領等を整備するとともに、他部署との
情報連携、税務署資料等を活用し新規事業者や未申告者の早期把握に努めてまいります。